

2021年5月13日 午後2時過ぎから午後3時頃

樋口英明氏広島緊急記者会見

「日本の原発裁判
のパラダイムシフト」
—レジュメ—

於：広島弁護士会館3階大ホール
(一般公開)

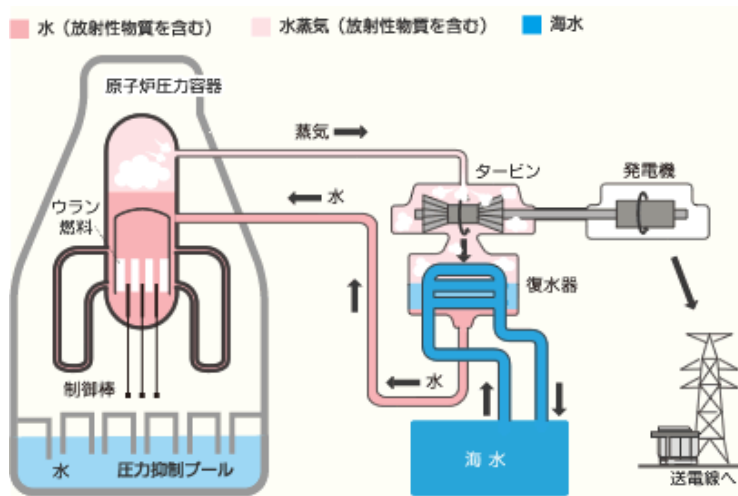
伊方原発広島裁判原告団事務局

樋口理論とは

- I 原発事故の被害は極めて甚大
- II したがって、原発には高度の安全性が求められる
- III 原発に高度の安全性があるとは原発に高度の耐震性があること
- IV しかし、我が国の原発の耐震性は極めて低い
- V したがって、原発の運転は許されない

I 原発事故の被害は極めて甚大

(1) 2号機の奇跡



(2) 4号機の奇跡



- II 高度の安全性＝事故発生確率が低いこと
- III 原発で事故発生確率が低いとは＝通電、配管の耐震性が高いこと
 - ∴ 安全三原則＝「止める」・「冷やす」・「閉じ込める」

IV 原発の耐震性の低さ

表1 2000年以後の主な地震と耐震性

単位：ガル	5000	※ 5115ガル
	4000	★4022ガル (岩手宮城内陸地震・2008年・M7.2)
3000		※ 3406ガル
		★2933ガル (東日本大震災・2011年・M9) ★2515ガル (新潟県中越・2004年・M6.8)
2000		★1796ガル (北海道胆振東部・2018年・M6.7) ★1740ガル (熊本・2016年・M7.3) ★1584ガル (鳥取県西部・2000年・M7.3)
		★1494ガル (鳥取県中部・2016年・M6.6) ★1300ガル (栃木県北部・2013年・M6.3)
1000		★1000ガル以上の地震 17回
		★ 853ガル (芸予地震・2001年・M6.4) ★ 806ガル (大坂北部・2009年・M6.1) ★ 650ガル以上の地震 約30回 ☆ 650ガル (中央構造線地震・M8.7) ※ 650ガル ※ 473ガル ☆ 181ガル (南海トラフ・M9.0) ★ 181ガル以上の地震約200回

表2 震度、最大加速度の概略の対応表

震度等級	国土交通省 国土技術政策 総合研究所	河角の式 1940年代
震度7	1500ガル程度～	400ガル程度～
震度6強	830～1500ガル程度	250～400 ガル程度
震度6弱	520～830ガル程度	
震度5強	240～520ガル程度	80～250 ガル程度
震度5弱	110～240ガル程度	
震度4	40～110ガル程度	25～80ガル程度

- 表1、表2から分かること
- ① 巨大地震の問題にあらず
 - ② 原発はパーフェクトの危険
 - ③ 今までの裁判はどこがおかしい
- 裁判官は我が国で650ガル以上の地震が過去に何回あったのか、650ガルの地震で一般住宅は倒れるのか倒れないのかを知らない
- ∴弁護士も裁判官も、前例に従い、「原子力規制委員会の独立性が高いか、規制基準の手續に問題がないか、規制基準に原発の施設や敷地が合致しているか」等を審理している。
- 原発の本当の危険性について裁判していない

V したがって、原発の運転は許されない(運転を正当化する理由はない)

従前の裁判では、四国電力が「規制基準の考え方によって計算すると、伊方原発の敷地には650ガルを超える地震動は来ないという計算結果が出た。」と主張すると、その計算課程のどこに誤りがあるかを巡って専門学術的な論争をしていた。

しかし本来問題とすべきは

- 第1に「650ガル以上の地震は来ません」という計算ができるのか
～これはまさしく地震予知の問題
- 第2に、650ガルという計算結果は今までの観測記録と付合しているか
～地震ガイドI5.2(4)項の「基準地震動は、最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録によってその妥当性が確認されていることを確認する」を無視した運用がされてきた

→「南海トラフ地震が伊方原発直下で起きても、伊方原発敷地には181ガルしか到来しない。」という妄言は第1の問題—地震動が計算できるかについても、第2の問題—地震動と観測記録との照合の有無についても全国共通の問題なので水平展開できる。